

令和8年度

北谷町一般廃棄物処理実施計画書

北谷町

廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 条。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により令和 8 年度一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を定める。

実施計画は、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にし、令和 8 年度については、これらに基づき、収集、運搬及び処分を行うこととする。

1 基本的な事項

人 口 ： 2 9 , 0 4 3 人（令和 8 年 3 月末）
処理区域 ： 北谷町全域（米軍基地内を除く。）
計画期間 ： 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

2 ごみの種類及び排出量(処理見込量)

(1) 倉浜衛生施設組合で処理される廃棄物等

①ごみ

種 類		年間処理量（t）		
			うち家庭系	うち事業系
燃やせるごみ		1 0 , 3 6 0	4 , 1 2 4	6 , 2 3 6
燃やせないごみ		2 1 0	1 5 7	5 3
粗 大 ご み		2 1 3	2 1 3	0
資源ごみ	かん	6 0	6 0	0
	びん	5 2 7	1 8 1	3 4 6
	ペットボトル	1 7 3	1 2 3	5 0
	古紙類	4 3 9	4 3 6	3
	草 木 類	9 4 0	9 4 0	0
有 害 ご み		1 0	1 0	0
調 理 残 渣		7	0	7
合 計		1 2 , 9 3 9	6 , 2 4 4	6 , 6 9 5

②し尿

種 類	処理量（k l）
し 尿	1 1 5

③浄化槽汚泥

種 類	処理量 (k l)
浄化槽汚泥	7 4

(2) 倉浜衛生施設組合以外で処理される廃棄物

種 類	処理場	処理量 (t)
草 木 類	北谷町草木類資源化処理施設	1 7 0
	有限会社北谷造園土木処理施設	2 5 1

※北谷造園土木処理施設における処理量は町内から搬入された草木類のみ

3 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種 類		収集・運搬の主体			処分の主体		
		家庭系	事業系		家庭系	事業系	
			公共施設	他事業所		公共施設	他事業所
燃やせるごみ		委託業者	委託業者	許可業者	倉浜衛生施設組合	倉浜衛生施設組合	倉浜衛生施設組合
燃やせないごみ		〃	〃	〃	〃	〃	〃
粗大ごみ		〃	自己処理	自己処理	〃	民間事業者	民間事業者
資源ごみ	かん	〃	委託業者	許可業者	〃	倉浜衛生施設組合	倉浜衛生施設組合
	びん	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	ペットボトル	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	古紙類	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	草木類	〃	〃	自己処理	シルバー人材センター及び倉浜衛生施設組合	シルバー人材センター及び倉浜衛生施設組合	民間事業者
有害ごみ		〃	〃	〃	倉浜衛生施設組合	倉浜衛生施設組合	〃
調理残渣		〃	倉浜衛生施設組合	〃	〃	〃	〃

(2) し尿

種 類	収集・運搬の主体	処分の主体
し尿	許可業者	倉浜衛生施設組合

(3) 浄化槽汚泥

種 類	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥	許可業者	倉浜衛生施設組合

4 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

- ① 家庭ごみの排出抑制（指定ごみ袋制度）及び資源ごみの分別促進
- ② クリーン指導員の活動の充実促進
- ③ 生ごみ処理容器(機)設置補助の実施
- ④ 排出抑制及び分別排出に関する町民・事業所への啓蒙活動の実施
- ⑤ 連携協定締結事業者と協働し、パソコンのリサイクル及び不用品のリユースを促進

(2) 一般廃棄物の排出、収集運搬について

① ごみ（家庭系一般廃棄物）

区分	種 類	収集者	収集区域	収集回数	収集方法 (場所)
家庭系	燃やせるごみ (調理残渣含む)	委託業者	町内全域(米軍基地除く。)	週 2 回	門前及び指定排出箇所
	燃やせないごみ			週 1 回	
	粗大ごみ			申込制	
	かん			週 1 回	
	びん				
	ペットボトル				
	古紙類			申込制	
	草木類				
	有害ごみ			週 1 回	

② ごみ（事業系一般廃棄物）

区分		種 類	収集者	収集区域	収集回数	収集方法 (場所)	
事業系	公共施設	燃やせるごみ	委託業者	町内全域（米軍基地除く。）	週 2 回	戸別回収及び指定排出箇所	
		燃やせないごみ			週 1 回		
		かん					
		びん					
		ペットボトル					
		古紙類			申込制		
		草木類					
		有害ごみ			週 1 回		
		調理残渣	倉浜衛生施設組合		週 5 回		
	他事業所	燃やせるごみ	許可業者	随時			戸別回収及び自己搬入
		燃やせないごみ					
		かん					
		びん					
		ペットボトル					
		古紙類					
		草木類					
		有害ごみ					
		調理残渣					

③ し尿及び浄化槽汚泥

廃棄物の種類	収集者	収集区域	収集回数	収集方法	搬入先
し尿	許可業者	町内全域	週 2 回	個別収集	倉浜衛生施設組合清水苑
浄化槽汚泥	〃	〃	〃	〃	

(2) 中間処理計画
処理施設の概要

区 分	ごみ（全般）	
施 設 名	熱回収施設 エコトピア池原	リサイクルセンター エコループ池原
処理する者	倉浜衛生施設組合	倉浜衛生施設組合
処 理 区 分	焼却処理	破碎・選別・圧縮処理
所 在 地	沖縄市字池原 3394 番地	沖縄市字池原 3394 番地
処 理 方 式	流動床式ガス化溶融焼却	破碎（2 軸剪断式、回転式） 選 別（磁 力 選 別、機 械 選 別）
処 理 能 力	最大 309.0 t／日	最大 82.0 t／日

区 分	ごみ（草木類のみ）	
施 設 名	北谷町草木類資源化処理施設	草木類資源化処理施設
処理する者	北谷町	有限会社北谷造園土木
処 理 区 分	堆肥化处理	堆肥化处理
所 在 地	北谷町字上勢頭 837 番地	北谷町字玉上 271 番地 1
処 理 能 力	最大 1.0t／日	最大 5.0t／日

区 分	ごみ（調理残渣）、し尿・浄化槽汚泥	
施 設 名	汚泥再生処理センター 清水苑	
処理する者	倉浜衛生施設組合	
所 在 地	宜野湾市伊佐四丁目 9 番 6 号	
処 理 方 法	前脱水＋希釈下水道放流	
処 理 能 力	最大 29.0K1／日（し尿 8.0K 1／日、浄化槽汚泥 21.0K 1／日）	

(3) 最終処分計画

区 分	最終処分場
施 設 名	エコボウル池原
処理する者	倉浜衛生施設組合
所 在 地	沖縄市字倉敷 111 番地
処 理 方 法	準好気性埋立及びサンドイッチ工法

5 一般廃棄物の収集運搬委託業者及び許可業者

(1) 一般家庭ごみ及び公共施設ごみ収集運搬の委託業者

事 業 所 名 称	代表者氏名	事務所所在地	車両 台数
(一財)北谷地域振興センター	平田 實	北谷町美浜 1 丁目 6 番地 3	8 台
(公社)北谷町シルバー人材センター	照屋 英雄	北谷町字上勢頭 837 番地 1	5 台
北谷衛生	知花 秀彦	読谷村字古堅 40 番地 1	2 台

(2) 事業所の一般廃棄物（事業系廃棄物）収集・運搬業の許可業者

事 業 所 名 称	代表者氏名	事務所所在地	車両 台数
(同)比嘉衛生	比嘉 吉幸	北谷町字玉上 6 番地 1	6 台
ニライクリーンサービス	伊波 興善	北谷町字北前 280 番地	2 台
丸勇衛生	仲村渠 則明	北谷町字吉原 112 番地	5 台
(有)北谷クリーンサービス	比嘉 隆	北谷町字上勢頭 802 番地 3 山内アパート 302	4 台
(株)伊平衛生	金城 由美	北谷町字吉原 62 番地 8	5 台
こはもとクリーン(株)	小波本 直武	沖縄市知花 2905 番地 5	5 台
(株) マルイ	大城 拓人	北谷町字宮城 1 番地 412	8 台

(3) 事業所の一般廃棄物（事業系廃棄物）処分業の許可業者

事業所名称	代表者氏名	事業所所在地
有限会社 北谷造園土木	大城 守	北谷町字玉上 271 番地 1

(4) し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬業の許可業者並びに浄化槽清掃業の許可業者

事業所名称	代表者氏名	事務所所在地	車両台数
北谷衛生	知花 秀彦	読谷村字古堅 40 番地 1	1 台

6 保健相談センター窓口にて収集するもの

小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等）

一般財団法人 J B R C（以下：J B R C）対応製品は町の窓口で回収後、受付期間中に J B R C へ連絡、その後 J B R C 委託業者に引き渡しを行ってリサイクル処分を実施する。

J B R C 対象外製品は倉浜衛生施設組合へ町にて搬入し、処分を実施する。

7 町では収集しない廃棄物

項目	対象物	処分方法
家電 4 品目 （特定家庭用機器再商品化法対象品目）	エアコン （室外機・室内機） テレビ （ブラウン管、液晶、プラズマ、有機 E L） 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣料乾燥機	以下のいずれかの方法により処分する。 1 小売店または町許可業者にて指定取引場所までの収集運搬を依頼する（リサイクル料金及び収集運搬料負担）。 2 協定締結事業者に収集運搬を依頼する（リサイクル料金及び収集運搬料負担）。 3 指定取引場所へ自己搬入を行う（リサイクル料金負担）。
家庭系パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ、液晶ディスプレイ	以下のいずれかの方法により処分する。 1 協定締結事業者に収集運搬を依頼する（収集運搬費用負担、ただしパソコン 1 台を含む 1 箱は無料）。 2 メーカーに回収申込を依頼し、郵便局に持ち込むまたは業者にて引き取りを依頼する。
廃棄物処理法で広域認定を受けた一般廃棄物	自動車	メーカー等への処分を依頼する。
	オートバイ（原動機付き自転車を含む）	以下のいずれかの方法により処分する。 1 二輪車リサイクルシステム参加事業者への処分を依頼する。 2 町許可業者のうち、適切に処分が行える業者へ処分を依頼する（有料）。
	消火器	以下のいずれかの方法により処分する。 1 消火器リサイクルセンターの窓口となっている小売店舗に自己搬入し処分を行う（有料）。 2 町許可業者のうち、適切に処分が行える業者へ処分を依頼する（有料）。
	F R P 船	廃 F R P 船リサイクルシステムに基づく登録販売店にリサイクルを申込し、指定取引場所に搬入する（有料）。

項目	対象物	処分方法
処理困難物のうち、町許可業者にて処分可能な廃棄物	AED本体、漁網、コンクリート、石こうボード、ソーラーパネル、タイヤ、貯水タンク、電気温水器、ドリンクサーバー、農機具、バッテリー、ピアノ、風呂釜等	以下のいずれかの方法により処分する。 1 町の許可業者の内、処理困難物の収集・運搬の許可を所有する業者に処分依頼する（有料）。 2 購入店に引取を依頼する。
感染性医療廃棄物	使用済み注射針、使用済みAEDパッド等	以下のいずれかの方法により処分する。 1 通院している病院に引取を依頼する 2 購入店に引取を依頼する。
危険物	ガスボンベ、火薬類、劇薬類、石油類、農薬類、有機溶剤等	以下のいずれかの方法により処分する。 1 購入店に引取を依頼する。 2 専門の処理業者に処分依頼する。
自然物	石、砂、土等	以下のいずれかの方法により処分する。 1 購入店に引取を依頼する。 2 専門の処理業者に処分依頼する。
産業廃棄物・特別管理一般廃棄物	産業廃棄物20項目または特別一般管理廃棄物に該当する物	排出者（事業所）が産業廃棄物収集運搬業者または処分業者と契約を行い、適正に処理を行う。

8 その他

(1) 一般家庭ごみは、戸別収集として燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、資源ごみ及び粗大ごみに分けて、完全分別収集する。町民は分別収集について協力する義務があることを明示する。

(2) 一般家庭ごみのうち、燃やせるごみは週2回、燃やせないごみは週1回及び粗大ごみは申込制で処理等手数料は有料とする。収集及び運搬は委託業者が行う。一時多量ごみ（引っ越しごみ等）は、町の搬入許可による倉浜衛生施設組合への自己搬入とする。

(3) 資源ごみは、かん、びん、ペットボトル、古紙類及び草木類とし、処理等手数料は無料とする。収集及び運搬は委託業者が行い、処理手数料は無料とする。

草木類は草木類資源化処理施設にて処分を実施し、草木類資源化処理施設にて処理できない草木やその他資源ごみは倉浜衛生施設組合にて搬入し資源化を行う。

(4) 有害ごみは、蛍光灯（LEDを除く。）、ライター、水銀を使用した体温計、電池等とし、処理等手数料は無料とする。収集及び運搬は委託業者が行い、倉浜衛生施設組合に搬入し、処分を行う。

また、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池においては、保健相談センター窓口にて拠点回収を行い、JBRC対応製品についてはJBRCへ送付対応を行う。それ以外の製品については、町にて倉浜衛生施設組合に搬入し処理を実施する。

(5) 公共施設のごみ収集運搬については、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ及び有害ごみに分別し、燃やせるごみは週2回、燃やせないごみ資源ごみ及び有害ごみは週1回委託業者が行う(学校給食センターの調理残渣は毎日収集を行う。).

また、草木ごみは申込制で行う。

(6) 事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、排出者を明確にし、自己処理及び許可業者との収集運搬契約により適正に処理するものとする。

事業活動に伴い排出される一般廃棄物についても、一般家庭ごみに準じた分別を必要とし、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみを許可業者にて収集運搬し、倉浜衛生施設組合に搬入するものとする。

ただし、粗大ごみの処分方法は排出者が分解・分別を行うことが可能なものは、燃やせるごみ及び燃やせないごみとして排出するものとし、分解分別が不可能な粗大ごみ及び有害ごみは産業廃棄物として処分するものとする。

(7) 町民に配布する「北谷町ごみ減量大作戦！！ごみの分け方・出し方便利手帳」その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。